

■保険料(税)の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料(税)を納めることが困難であり、その事情が認められた場合は減免を受けることができます。次のような場合はご相談ください。

- ・世帯の生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡した、重篤な傷病を負ったとき
- ・世帯の生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響により廃業、失業したとき
- ・世帯の生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年と比べ、3割以上減るとき

■お問合せ・お申込み

- ・国民健康保険税 ①②番窓口
住民生活課税務係 TEL 64・1106
- ・後期高齢者医療保険料
健康推進課国保年金係 ⑦番窓口
TEL 65・3008
- ・介護保険料
福祉課介護保険係 ⑫番窓口
TEL 64・1120

要介護認定者の 障害者控除のご案内

■ 福祉課介護保険係 ⑫番窓口
TEL 64・1120

確定申告等の際に、本人又は扶養親族が障がいのある方の場合、障害者(特別障害者)控除として、一定金額を所得から控除できる制度があります。

この制度は基本的に障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、障害者手帳をお持ちでない方でも65歳以上の要介護認定を受けている方は対象となります。

要介護認定の方が障害者(特別障害者)控除を受けるためには、町が交付する「湯浅町障害者控除対象認定書」が必要です。

事前にお問い合わせのうえ、福祉課介護保険係に申請してください。



農業振興地域整備計画の 全面見直しに伴う 除外申請等受付を一時停止します

■ 産業建設課産業係 ⑮番窓口
TEL 64・1124

湯浅町では、農業振興地域整備計画の全面見直し作業を行っており、計画変更の手続きについて和歌山県等の関係機関と協議を行いますので、農業振興地域整備計画の一部変更申請(除外や編入)の受付を停止いたします。各種申請をお考えの方は申請時期についてご注意ください。よろしくお願ひします。

■停止期間

1月26日(水)から変更計画の告示まで

【11月30日(水)まで(予定)】

※停止期間については、農業振興地域整備計画変更の進捗状況により変更する場合があります。

■影響のある各種申請

- ・農地転用に伴う除外申請
 - ・農業振興地域内農用地区域に該当する農地を農地以外に転用するため、農用地からの除外申請が必要な場合
 - ・農業に関する補助事業を利用
 - ・国庫補助などを利用するため、農地を農用地区域に編入する場合
- 申請をお考えの方は、産業建設課産業係までご相談ください。

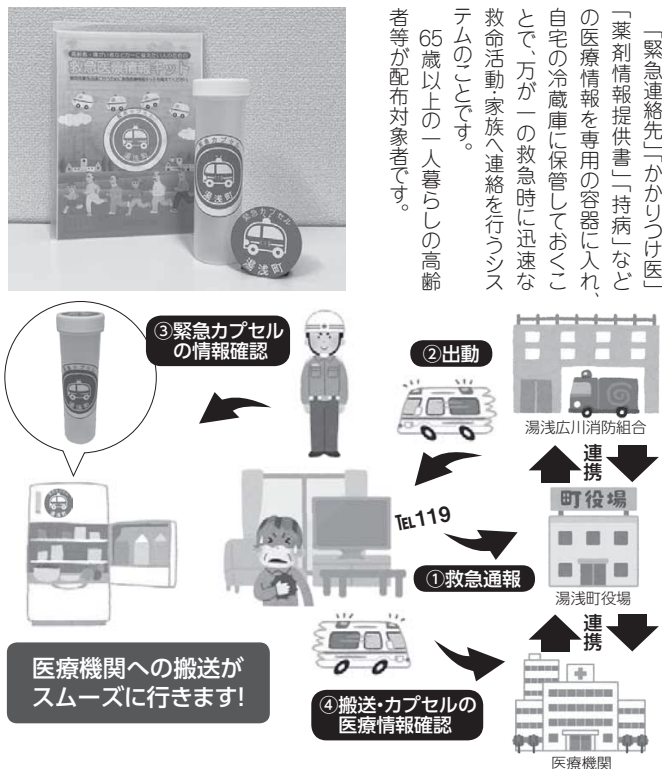
一人暮らしの高齢者などが一に備えたい方のための 救急医療情報キット「緊急カプセル」を無料配布しています

緊急カプセルとは？

「緊急連絡先」「かかりつけ医」「薬剤情報提供書」「持病」などの医療情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の救急時に迅速な救命活動と家族へ連絡を行うツェムのことです。

65歳以上の一人暮らしの高齢者等が配布対象者です。

救急情報の活用のイメージ図



緊急カプセル内に入れるもの

- ① 救急情報(家族等の緊急連絡先、かかりつけ医、持病等)
- ② 薬剤情報提供書(病院でもらう薬の情報が記載された用紙)
- ③ 健康保険証の写し、かかりつけ医院の診察券の写し

救急医療情報キット内の情報は、
本人・家族が随時更新し
万が一の時に備えましょう

緊急カプセルに関する
お問合せ・配布を希望される方

地域包括支援センター ⑭番窓口

TEL 64-1120

地域包括支援
センターだより

地域包括支援センター

⑭番窓口

TEL 64-1120

